

第2回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議次第

日時 2012年（平成24年）9月24日（月）午前10時～

場所 市庁舎5階第6会議室

1 池子の森の自然について

2 （仮称）池子の森自然公園敷地の現況分析等について

3 その他

第2回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議 議事録概要

日 時 2012年（平成24年）9月24日（月）
午前10時～11時40分

場 所 市役所5階第6会議室

出席者 リーダー：森川環境都市部次長
サブリーダー：芳垣経営企画部参事
谷津経営企画部次長、須藤福祉部次長、山田福祉部次長（子育て担当）、原田教育部次長
宮崎市民協働部スポーツ課長、佐藤基地対策課副主幹
事務局：緑政課・長嶺課長、香山副主幹、山田主事、山下主事
株式会社景観設計・東京 都田代表取締役、渡辺常務取締役、都田取締役
日本大学生物資源科学部植物資源科学科造園・緑地学研究室 葉山准教授

欠席者 森本市民協働部担当部長

議題

1 池子の森の自然について

資料に沿って、日本大学生物資源科学部植物資源科学科造園・緑地学研究室 葉山准教授から、池子の森の鳥類の生息から見る自然環境やその維持管理に関する考え方等について説明があった。

- ・池子の森は、鳥類の繁殖、越冬の場所として貴重な森林地帯であり、植生遷移等も踏まえ、生物に配慮した樹林、草地、水辺の保全を図った利用が重要である。
- ・谷戸地形を考慮し、崖地の植物群落や草地環境を重視しつつ、中長期的な維持管理計画を策定し樹木等の管理を実施していくことが望ましい。

2（仮称）池子の森自然公園敷地の現況分析等について

資料に沿って株式会社景観設計・東京から（仮称）池子の森自然公園の予定地について現況分析等の説明をした。

次のとおり、議題1、2にかかる質疑応答があった。

Q：1999年の調査による説明だったが、2012年現在では変化しているのか。

A：基本的に変化はない。

Q：鳥類以外の動植物から見た自然環境の評価は不要か。

A：あれば望ましい。

Q：公園として人が入ることによる自然への影響はどうか。使い方の注意点はあるか。

A：キャンプ場として利用されているので、現時点でも人の手が全く入っていないわけではない。利用頻度が増えることで、散策路への帰化植物の侵入や乾燥化が進む可能性はあるが、樹林への影響は少ないと思われる。水系の管理や外来生物の持ち込み等については、故意、不注意問わず注意が必要である。人の入る時期や、利用者数のコントロールも考えられる。

Q：自然環境の保全を考えたとき、現状に何も手を加えずに、そのままにしておくことが正しい保全なのか。

A：地形等を踏まえ、現況を保全していく箇所とかつての植生に再生していく箇所に分けていく考えが大切である。谷戸奥地の再生や、尾根筋の植生の遷移については、検討が必要である。水系周辺は現在葦が群生しているが、他のものに変えていいっても良いのではないか。

Q：現在キャンプ場の芝の管理については、自然環境の保全からはどのような管理が望ましいか。

A：現在は、人が接する箇所はきれいに刈って管理されているが、日本の気候を考えると芝の維持管理は難しいかもしれない。草原性の植生にも貴重な種があり、緩やかな管理等の考え方もあり得る。

Q：森林を形成している樹林の管理はどうか。

A：遷移を進める箇所、本来の植生に復元する箇所等の整理が必要である。地形を考慮して、明るい日差しの入る落葉広葉樹林もあってよいと思う。

Q：自然の評価としては、一切人の手が加わっていないことが重要なのか。

A：人の手の加わる里山も自然として見直されるようになっている。奥山、里山、田園、都市空間内の緑地がバランス良く配置されていくことが重要である。公園と自然は対立するものではない。人の手が全く入らないと暗い森になってしまう。

Q：ドッグランの整備は周囲の自然に影響は出るのか。

A：しっかりと囲っておけば問題ない。

Q：豊かな自然の中でのプレイパークを設置したいと考えるが、どうか。

A：全体の中で、どこまでを自然として保全し、どこまでを利用していくか整理していくことが必要である。公園内の設置は望ましいことと考えるが、設置する場所の植生、地形等の適性を踏まえて判断する必要もある。

Q：キャンプ場のトイレは改修しないのか。

A：公園の区域外である。

Q：公園隣接の久木側ホタル生息への影響はどうか。

A：区域外であり、川のマナー等の問題であると考える。基本的にホタルの生息に影響を与えるような水質の悪化はないものと考える。

Q：今後の検討の中で、現在散策路のない西の尾根に散策路を設ける場合、自然環境への影響はどうか。

A：現在、当該尾根道は最低限散策できる状態ではあるが、整備をすれば雑木林化は進む。市として、この森をどれだけ重視していくかということによる。

質疑応答と併せて、今後の計画策定に向けて、次のとおり意見があった。

- ・トイレだけでなく、公園全体のバリアフリー化にしっかりと対応してほしい。
- ・運動施設として、アーチェリー場の設置を検討してほしい。場所としては、東側谷戸（既存ペイントボール場付近）が、長さ、幅からも適していると思われる。
- ・当該公園区域内には、かつて公民館用地が示されていたが、公民館は建設しない方針が出されている。ただし、池子遺跡群資料館の隣接地である池子公民館予定地に、展示施設を含めた貯蔵施設がほしい。また、久木公民館用地として検討されてきた箇所は自然教育ができる場としての学習施設の設置を検討してほしい。

なお、個別の施設の詳細については、関係する所管に対して、別途事務局でヒアリングを実施する旨確認した。

3 その他について

今後、公園施設の管理等については、基地対策課と関係する所管で調整し、適宜プロジェクトチームで報告していくことを確認した。

以上

第3回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議次第

日時 2012年（平成24年）10月16日（火）午後2時～

場所 市庁舎5階第5会議室

1 （仮称）池子の森の自然公園基本計画（案）について

（1）基本方針について

（2）ゾーニング図について

（3）動線図について

（4）配置計画について

2 その他

第3回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議 議事録概要

日 時 2012年（平成24年）10月16日（火）
午後2時～4時

場 所 市役所5階第5会議室

出席者 リーダー：森川環境都市部次長
サブリーダー：芳垣経営企画部参事
メンバー：森本市民協働部担当部長、谷津経営企画部次長、須藤福祉部次長
山田福祉部次長（子育て担当）、原田教育部次長
佐藤基地対策課副主幹
事務局：緑政課・長嶺課長、香山副主幹、山田主事、山下主事
株式会社景観設計・東京 都田代表取締役、渡辺常務取締役、都田取締役
日本大学生物資源科学部植物資源科学科造園・緑地学研究室 葉山准教授

議題

1（仮称）池子の森の自然公園基本計画（案）について

資料に沿って、（仮称）池子の森公園整備基本計画に係る基本方針、ゾーニング、動線図、配置計画等について、株式会社景観設計・東京が説明したところ、次のとおり意見があつた。

- ・「化石資料等の収蔵庫」については、「文化財展示収蔵施設」として、既存の池子遺跡群資料館から展示機能を移したい。
 - ・基本方針に「いつでも」との明記があるが、自然環境保全の観点から入園に一定の制限がかかるのであれば、誤解を生む表現となるのではないか。
- （事務局）一般的な公園として利用が可能であるとの意味で記載した。表現については検討する。
- ・管理方針については、コンサルタントにて考え方を示してほしい。
 - ・レクリエーションエリアに運動施設であるアーチェリー場を設置することは、整合が取れないのではないか。
- （事務局）アーチェリー場については、常時運動施設としての利用するのではなく、利用していない時間には広場として開放することも考えられる。
- ・アーチェリー場は、安全面からも基本的にアーチェリー専門の施設として整備してほしい。幅20メートル、奥行きが有効で70メートルの施設がほしい。
 - ・子ども遊び広場が入口から遠い。レクリエーションエリアの駐車場から近い箇所に設置してほしい。奥の谷戸であると、人の目が入りにくく、安全管理上も少しでも手前に設置してほしい。

- ・基本方針の中に、公園施設全体に対するバリアフリーの考え方を明記してほしい。
- ・基本方針の中には、安全対策についての記載も必要である。
- （事務局）周囲の景観との調和を図りながらも、必要な安全対策は実施しなければならない。
- ・青少年の宿泊施設については、設置規模の根拠が必要ではないか。
- （事務局）公園内の施設については、公園の大きさ等から単純に設置規模を検討するのではなく、このプロジェクトチーム内での検討を通じて、必要な機能等を精査し、設置規模を考えていきたい。
- ・レクリエーション広場はキャンプ場として使用していくのか。
- （事務局）都市公園として供用するので、直火によるたき火などの危険內行為での使用はできない。「キャンプ場」という表記については、適切なものに変更する。
- ・久木側からのエントランスに駐車場は設置しなくてよいのか。
- （事務局）久木側からは車での来園は想定していない。
- ・小さい子どもを連れての散歩利用も考えられるので、レクリエーションエリアに休憩所を設置してほしい。トイレには子ども用便座も設置してほしい。公園内には授乳室もほしい。
- ・ドッグランについては、近隣の第一運動公園でも再整備中であることを踏まえ、必要性は再検討すべきではないか。
- ・青少年のための宿泊施設については、公園の総合案内としてのビジター機能も必要ではないか。
- ・植栽については、外来種の持ち込みの制限が必要である。
- ・池を分断するようなデッキの設置は、渡り鳥などに影響が出るので望ましくない。池周囲の一部のデッキ化や排水整備程度であれば問題ない。親水機能については、池の先の流れも有効活用できる。
- ・資材置き場は駐車場の横にしても良いのではないか。

本資料等をもとに、個別の施設の詳細については、別途事務局でヒアリングを実施する旨確認した。

以上

第4回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議次第

日時 2012年（平成24年）11月6日（火）午後3時～

場所 市庁舎4階 第一委員会室

1 （仮称）池子の森の自然公園基本計画（案）について

（1）基本方針について

（2）ゾーニング図について

（3）動線図について

（4）配置計画について

2 その他

第4回（仮称）池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム会議 議事録概要

日 時 2012年（平成24年）11月6日（火）
午後3時～5時

場 所 市役所4階 議会第一委員会室

出席者 リーダー：森川環境都市部次長
サブリーダー：芳垣経営企画部参事
メンバー：森本市民協働部担当部長、谷津経営企画部次長、須藤福祉部次長
山田福祉部次長（子育て担当）、原田教育部次長
佐藤基地対策課副主幹
事務局：緑政課・長嶽課長、香山副主幹、山田主事、山下主事
株式会社景観設計・東京 都田代表取締役、渡辺常務取締役、都田取締役
日本大学生物資源科学部植物資源科学科造園・緑地学研究室 葉山准教授

議題

1 （仮称）池子の森の自然公園基本計画（案）について

資料に沿って、（仮称）池子の森公園整備基本計画に係る基本方針、ゾーニング、動線図、配置計画等について、前回からの修正、更新箇所を中心に、株式会社景観設計・東京が説明したところ、次のとおり意見があった。

- （事務局）意見交換の前に、事務局修正として、資料の訂正をお願いしたい。資料一枚目『基本方針の展開（設計方針）』の5. 内『多目的広場』を『芝生広場』に、二枚目『ゾーニングコンセプト』5行目『自然体験型活動エリア』を『レクリエーションエリア』に、三枚目動線図内『池子遺跡群資料館・公園事務所』を『池子遺跡群資料館・公園管理事務所』に、それぞれ資料を訂正させていただきたい。
- ヒアリングを受け、基本方針にバリアフリー等を反映して頂いてありがたい。可能であれば、方針内の順番としても、2. と3. の間など、もう少し前にしてもらえないか。
- 野外活動や子ども遊び広場への展開が分かりやすくなるよう基本方針に取り入れてはどうか。
- ゾーニング図内の「久木トンネル」は語句が間違っているので、修正いただきたい。
- 資料2枚目のゾーニングコンセプトにて、自然エリアに『池、芝生広場など』とあるが、『池』は水環境保全エリアの方が望ましいのではないか。
- 自然観察エリアとレクリエーションエリアを、自然エリアとして統合する必要があるのか。
- 動線図内等の『久木中・小学校共同運動場』は公園敷地外の隣接施設なので、公園施設とは、表現を変えてはどうか。

- ・基本方針内では『体験学習』という表現であるが、設計方針では『野外活動』と標記が変わっており、整理が必要ではないか。
- ・これまでの宿泊やキャンプといった機能は取り入れないという考え方。
→（事務局）施設として特化はしない。公園内の自然や歴史などを学んでいける体験学習施設として整備していくが、野外活動としてのプログラムに対応できる施設を想定している。そういうたったプログラムの中で、必要に応じて、最低限横になって寝られるスペース等は確保した施設としていきたい。
- ・青少年のための野外活動施設を整備していくことだが、青少年を限定して利用対象とするのか。青少年のために整備しても、結局は全市民に対応するよう運営管理していかなければならなくなることもある。
→（事務局）公園内に児童館は設置できない。施設としては、公園施設である体験学習施設になる。体験学習施設のあり方として、池子の自然を体験できるような活動の場となるよう整備していきたい。
- ・自然観察エリアとレクリエーションエリアは、使い方が違う以上、ゾーニングもはっきり分けてはどうか。
- ・エリアごとの方針、使い方等は、基本計画本文内で明記していってはどうか。
- ・青少年のための野外活動施設については、長期休暇中に、小・中学校の運動部等による合宿の場となるのではないか。学校のクラス単位で男女分かれて宿泊できるくらいの整備は必要であると思う。
→（事務局）公園施設として、ベッド等を備えた合宿所を整備するつもりはない。最低限横になれる程度の施設には整備したいと考える。
- ・ビジター機能も持つことになる青少年のための野外活動施設について、『青少年のための』とわざわざ明記する必要があるのか。
・前回の資料から『谷戸部』から『谷部』に変更しているが、意味合いが変わったのか。
→（事務局）意味合いは変わっていない。より分かりやすくなるよう修正した。
- ・設計方針内の3. 内『現況の自然を残した公園を整備します』という表現は分かりにくいのではないか。また、ゾーニング図内に方位が明記されていない。
- ・設計方針内13:『防災機能にも配慮します』については、もう少し具体的な表現にしてはどうか。
- ・基本方針内4. の文章表現については、表現の仕方を相談したい。

基本的な考えは今回の会議資料の通りであるが、本会議での意見を踏まえて事務局にて語句の訂正等をした後、リーダーが確認したものをプロジェクトチームとしての意見とすることとした。

以上